

## 平成30年度海外留学支援制度(学部学位取得型)募集要項

※この募集は、平成30年度予算の成立を前提に行うものです。

### 1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(学部学位取得型)(以下「本制度」という。)は、諸外国に所在する大学(以下「留学先大学」という。)へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、国費により学修活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

### 2. 定義

この要項において「派遣学生」とは、学士の学位を取得するために留学(我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学は除く。)する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程に在籍する間、本制度により学修に必要な経費の支援を受ける者としてします。

### 3. 支援予定人数

未定(参考:平成29年度募集人数45名)

### 4. 支援対象となる留学計画

#### (1) 対象分野:

学士の学位取得が可能な分野(芸術の実技分野を除く)。

#### (2) 対象国(地域):

(1)について学位取得が可能な大学が所在する諸外国(地域)。

※応募時点において、外務省の「領事サービスセンター(海外安全担当)」の情報提供サービス等における海外安全ホームページ上「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域に所在する大学は支援対象外とします。

#### (3) 留学先大学:

学士号が取得できる諸外国(地域)の大学

※日本の教育制度との相違から学部入学前に留学生全員が大学入学準備コースを修了する必要がある大学へ留学する場合は、当該コースの年数も含めて支援期間とします。ただし、留学開始時(支援開始時)に留学先大学の入学許可を得ていることを条件とします。また、当該コースの延長はできません。なお、大学入学準備コース修了後すみやかに申請書類に記載した留学先大学へ入学しない場合は本制度による支援を終了します。

※大学で学士の学位を取得するために、まず短期大学や専修学校等に入学し、その後、大学に編入学して学士の学位取得を目指す場合については本制度に応募できません。

※支援期間中に他大学へ転学することは原則認めません。

#### (4) 支援開始時期:

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、留学先大学が所在する諸外国(地域)において、学位取得のための正式な教育課程での学修活動を開始すること。

正式な教育課程で学修活動を開始する前に大学入学準備コースを修了する必要がある

大学へ留学する場合は、当該コースの履修を平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始すること。

※大学が指定する語学学校等で行う語学研修期間等については支援期間に含めません。平成31年3月31日までに学位取得のための正式な教育課程に入学したことが確認できない場合は採用を取り消します。

## 5. 応募者(派遣学生)の要件

日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)で、次の(1)～(11)に掲げるすべての要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 留学期間終了後、将来的に大学や研究機関等において、我が国の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者
- ② 留学期間終了後、将来的に国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者
- ③ 留学期間終了後、将来的にその他の機関において、①又は②に類する活動を行う意思を有する者

(2) 国費による制度の支援を受けて自身が留学で得た経験や成果を将来にわたって日本社会に還元し、国や社会に貢献する者で、機構が依頼する各種イベントへの参加、書籍への執筆、調査等に協力する者

(留学先での日本のPRの実施や、帰国した際に留学報告会並びに留学経験を踏まえた社会貢献活動への参加を将来にわたって行うことも含まれます。これらの活動状況については、留学中及び支援期間終了から5年の間、年に1回実施する「派遣学生状況調査」の際に報告していただきます。)

(3) 応募時に、海外の大学または大学入学準備コース等に留学中でない者。また、国内外を問わず高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年次以上)、専修学校(専門課程))に在籍したことがない者

(4) 学校教育法に基づき設置された我が国の高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程)を平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に卒業する者、同様に平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に高等専門学校の3年次を修了する者、若しくは高等学校卒業程度認定試験の合格者のいずれかであり、かつ平成30年4月1日現在の年齢が22歳未満の者

(5) 上記(4)の高等学校等から推薦状を取得できる者(高等学校卒業程度認定試験の合格者は除く。)

(6) 留学期間開始時から終了時までの間に、留学先大学以外の大学(短期大学を含む)・専修学校専門課程・高等専門学校及び海外の教育制度においてこれらの課程に相当する課程に在籍していない者、かつ企業等に雇用されていない者(短時間労働者を除く。)

(7) 支援開始までに留学先大学の入学許可を得ることができる者

※留学先大学の入学許可は、「条件付」のものは認められません。支援開始時までに、条件のない入学許可を得ていることが確認できない場合は、採用を取り消します。(日本の教育制度との相違から学部入学前に留学生全員が大学入学準備コースを修了する必要がある大学に留学する場合を除く。)

※語学力が入学条件に達していないなどの理由で、大学が指定する語学学校等で履修することを条件とした「条件付」入学許可を得た者の場合、語学研修期間等については支援期間に含まないため、平成31年3月31日までに学位取得のための正式な教育課程に入

学したことが確認できない場合は、採用取り消しとなることに留意してください。

※日本の教育制度との相違から学部入学前に留学生全員が大学入学準備コースを修了する必要がある大学に留学する場合も、支援開始までに、学士号を取得する予定の留学先大学からの入学許可書の取得が必要ですが、この時点では、大学入学準備コースの修了を条件とした「条件付」の入学許可書で、留学先大学の入学許可を得ていることとみなし、大学入学準備コースの入学許可と留学先大学からの入学許可(大学入学準備コースの修了を条件とした「条件付」の入学許可書)の取得を確認した上で、支援を開始します。ただし、大学入学準備コース終了後、正式に学部課程に入学することが確認できない場合は、その時点で支援を打ち切ります。

(8)応募締め切り日から過去2か年以内に受験した英語能力試験又は語学能力試験が、次の水準以上である者

i) 留学先大学での主たる使用言語が英語である者

TOEFL iBT(Internet-based Test)の得点が72点、又はIELTS 5.5(Academic Module)以上である者

※留学先大学が求める英語能力に関わりなく、上記基準を満たしていることが応募の条件となります。

ii) 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である者

ア. 留学先大学が求める語学能力を具体的な点数等で明示している場合は、留学先大学が明示する語学能力以上である者

イ. 留学先大学が求める語学能力を具体的な点数等で明示していない場合は、留学先大学の入学許可書をもって語学能力を満たすものとする。

(9) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者

(10) 留学中の本人に代わり、事務手続き等において、国内で確実に日本語にて連絡を取ることができ、安全確認等を行うことができる連絡人を有する者

(11) その他機構理事長が必要と認める条件を満たす者

注意1:派遣学生は、各自で留学に必要な査証を取得すること。査証の取得に日数を要したことにより、平成30年度中(平成31年3月31日まで)に留学を開始することが不可能となった場合は、派遣学生としての採用を取り消します。

注意2:下記の事項に該当した場合は、派遣学生としての採用を取り消し、既に奨学金等を支給している場合にあつては、奨学金等の全部又は一部を返納させる場合があります。

①第5項に掲げる要件を備えなくなったとき

②第10項に定める申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき

③第11項(4)により提出された誓約書に違反する行為があつたと認められるとき

④第13項により提出された留学状況報告書等に基づき、機構もしくは派遣学生本人が、学位取得又は学修活動の遂行の可能性が無いと判断したとき

⑤機構が求める書類等の提出または機構との連絡を怠つたと機構が判断したとき

⑥その他、上記以外の事項により支援の終了が適当であると認められたとき

## 6. 支援内容

支援期間中、派遣学生に対して奨学金及び授業料（以下「奨学金等」という。）を支給します。

### ① 奨学金月額：

118,000円（指定都市）

88,000円（甲地区）

74,000円（乙地区）

59,000円（丙地区）

※詳細は別紙参照

### ② 授業料：

1万米ドル相当までは実費額を支給し、1万米ドル相当を超える場合は、採用状況により予算の範囲内で追加支給する場合があります。ただし、2,500,000円を上限とします。

授業料には、学費の他に履修登録料や施設管理料などの名目で留学先大学に必ず支払わなければならない経費を含みます。ただし、保険料は除きます。また、必ず支払うものではなく、任意の支払いとなっている経費は含みません。

※これらの支給額については、平成30年度予算の成立状況により変更する場合があります。

## 7. 支援期間

申請内容等を考慮し、原則4年を限度とします。

※平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間で、留学先大学が所在する諸外国(地域)において、学位取得のための正式な教育課程での学修活動を開始する月から支援を開始します。正式な教育課程で学修活動を開始する前に大学入学準備コースを修了する必要がある大学へ留学する場合は、当該コースでの学修活動を開始する月から支援を開始します。

※支援期間中に退学・休学する場合は、本制度による支援を終了します。

※正式な教育課程の履修中に就業経験を含むコースがある場合は、当該コースの期間も含めて支援期間とします。

※日本の教育制度との相違から学部入学前に留学生全員が大学入学準備コースを修了する必要がある大学へ留学する場合は、当該コースの年数も含めて支援期間とします。

※ESL等の語学研修期間については支援期間に含みません。

※支援期間は、延長できません。

## 8. 他奨学金等との併給

他の奨学金等との併給は可能です。ただし、他の奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

## 9. 事前登録

応募には事前登録が必要です。以下ホームページから登録を行ってください。

登録したEメールアドレス宛てにオンラインシステムのIDとパスワード、オンラインシステムのURLを送信します。オンラインシステムにログインの上、必要書類を提出してください。

(※調査書または成績証明書(第10項(2)②)及び推薦状(第10項(2)③)のみ郵送)

### (1) 事前登録ページ

事前登録は、以下ホームページから行ってください。

<https://www.saiyo-dr.jp/jasso-ryugaku/Entry/top.jsp>

(2) 事前登録期限

平成29年11月13日(月)正午まで

10. 申請書類の作成及び提出

申請書類の作成及び提出方法は、「平成30年度海外留学支援制度(学部学位取得型)申請の手引き」(以下「申請の手引き」という。)に従ってください。必要書類の欠落(不足)や記入漏れ等があった場合は、審査の対象となりません。また、一旦受理した後の差し替え及び訂正は認めません。

(1) 申請書類ダウンロードページ

申請の手引き及び申請書類は、以下ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.saiyo-dr.jp/jasso-ryugaku/Entry/top.jsp>

(2) 申請書類

申請書類(①～⑩※②③を除く)はオンラインシステムから提出してください。②③については学校から受け取った状態のまま、封を開けずに郵送で提出をしてください。

① 願書データ一式【所定様式】

② 調査書または成績証明書(高等学校は調査書、高等専門学校及び専修学校は成績証明書、高等学校卒業程度認定試験合格者は不要)【郵送提出】

③ 卒業見込みの高等学校等の長からの推薦状、3年次を修了見込みの高等専門学校長からの推薦状。【所定様式】【郵送提出】

なお、高等学校卒業程度認定試験の合格者は推薦状の提出は不要です。

④ 日本国籍又は日本での永住許可を証明する書類

⑤ 留学先大学への出願書類の写し(提出可能な者のみ)

⑥ 入学許可書の写し(提出可能な者のみ)

⑦ 英語(語学)能力試験証明書、語学能力証明書

⑧ 卒業見込み証明書(高等専門学校の3年次修了者は修了見込み証明書、高等学校卒業程度認定試験合格者は合格証明書)

⑨ 家計支持者(父母がいる場合は父母双方、父母いずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者)の平成28年中の所得を証明できる書類

※審査において家計支持者の所得を勘案する場合があります。

⑩ 連絡人(保護者)届出書兼同意書【所定様式】

⑪ 出願書類確認表【所定様式】

(3) 提出先

① 申請書類(オンラインシステムから提出)

オンラインシステムにログインの上、メニューボタンから「オンラインシステム操作マニュアル」をダウンロードし、手順通りにExcelファイル、PDFファイルをアップロードしてください。

※オンラインシステムの使用には、事前登録が必要となります。

② 調査書または成績証明書・推薦状(郵送)

**調査書または成績証明書((2)②)・推薦状((2)③)のみ**下記郵送先へ送付してください。その他の申請書類は全てオンラインシステムより提出してください。

郵送書類の到着確認には応じません。書留又は宅配便等配達記録が残る方法で、封筒等の表に朱書きで「海外留学支援制度(学部学位取得型)申請書類在中」と記載して送付してください(郵送に限る)。なお、提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても申請書類は受理しません。また、受理した申請書類は返却しません。

### 【郵送先】

〒169-0074

東京都新宿区北新宿2-21-1新宿フロントタワー30階

レジェンダ・コーポレーション株式会社

「海外留学支援制度受付センター」宛

### (4)提出期間

平成29年9月27日(水)～11月15日(水)17時必着

## 11. 審査及び採否の通知

申請書類に基づき、書面審査と面接審査を実施します。

- (1) 書面審査: 書面審査の結果は平成30年1月中下旬を目途にオンライン上で通知します。
- (2) 面接審査: 面接審査は、書面審査合格者に対してのみ、平成30年1月下旬～2月中旬頃に東京都内で実施する予定です(面接審査に伴う旅費等は応募者の自己負担とします。)。日時・場所が確定次第、機構のホームページにて公開します。面接審査の日程等の詳細については、書面審査の結果とあわせ、書面審査合格者宛にオンライン上で通知します。
- (3) 採否結果: 面接審査を行った者について、平成30年2月末を目途にオンライン上で面接受験者あてに派遣学生としての採否結果を通知します。
- (4) 派遣学生に決定された者は、決定通知に定める期限までに誓約書(決定通知時に記入用紙を送付)及び健康診断書を機構に提出することとします。
- (5) 結果の理由に関するお問い合わせには応じかねます。

## 12. 奨学金等の支給方法

奨学金等の支給は、派遣学生本人名義の日本国内金融機関の口座へ送金します。

なお、授業料について、機構から送金する前に留学先大学に納付する必要がある場合には、派遣学生がまず留学先大学に納付し、領収書又は振込依頼書の控えを機構に提出した後、機構が関係書類を確認した上で支給することとなります。

## 13. 留学状況報告書の提出

派遣学生は、支援期間中、定期的に学修状況を報告することになります。定期的な報告としては毎月の学修報告、年に一度実施する留学状況報告があります。

また、支援終了から1か月以内に、学位記の写しとともに、学修成果に関する報告書(様式任意)を機構へ提出してください。

なお、派遣学生が学位取得の可能性が無いと判断した場合は、速やかに機構へ報告してください。

また、フォローアップの一環として、支援中及び支援期間終了後に「派遣学生状況調査」を行います。支援中及び支援期間終了後から5年間は年に1回行いますので、必ず回答してください。それ以降についても、派遣学生の進路状況等をフォローアップするために状況調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に御理解いただき、御回答くださるようお願いいたします。

## 14. 本奨学金等の財源

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和38年8月27日法律第179号)の適用を受けます。

従って、不正な手段により補助金(奨学金等)の交付を受けた者、又は補助金(奨学金等)を他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が課されることがありますので、募集要項や後日掲載予定の派遣学生の手引き等に定める規定や手続きを遵守してください。

## 15. 留学中の安全管理

派遣学生は各自で事前に留学等に関する情報収集に努めてください。留学の際には、現地の安全情報に十分注意してください。留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用してください。また、留学に関する安全情報の収集手段として、外務省「海外安全ホームページ」等を活用してください。留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、機構が留学の中止・延期または帰国勧告を決定し、派遣学生としての支援を見合わせる場合があります。機構の指示があった場合は速やかに応じてください。その際、中止・延期または帰国勧告に伴い発生する違約金、追加費用等については派遣学生が負担することとなります。

留学中は、安全管理、健康管理に努めてください。留学中における事故、疾病等に対して、機構では費用の負担や現地でのサポートは行わないので、必ず海外旅行保険に加入してください。

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。現地での緊急事態等の発生の場合に在外公館からの連絡や保護を受けられるよう、現地到着後、必ず最寄りの在外公館に「在留届」を提出してください。

### [在留届電子届出システム]

○外務省「ORRnet」(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>)

### [留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

「海外留学支援サイト」URL: <http://ryugaku.jasso.go.jp/>

### [海外安全情報照会先]

○外務省「海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)

○領事サービスセンター 海外安全相談班

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL :03-3580-3311 (内線2902、2903)

ホームページ [http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

## 16. 個人情報の取扱

提出された個人情報は、本制度実施のために利用します。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供します。その他、この利用目的の適正な範囲において、高等学校等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用しません。

## 17. 本件照会先

「海外留学支援制度受付センター」  
(受託者)レジェンダ・コーポレーション株式会社  
〒169-0074  
東京都新宿区北新宿2-21-1新宿フロントタワー30階

TEL:03-6863-5558

E-mail:jasso-ryugaku@s-hr.jp

営業時間:(平日)9:00~18:00

本募集要項、申請の手引き、申請書類は、以下ホームページ①からダウンロード可能です。  
事前登録については、以下②のページから行ってください。オンラインシステム操作マニュアル  
等申請方法については、事前登録後に与えられるマイページからダウンロードが可能です。

①[http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study\\_a/scholarship/gakubu/index.html](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/scholarship/gakubu/index.html)

②<https://www.saiyo-dr.jp/jasso-ryugaku/Entry/top.jsp>



## 派遣先地域による奨学金月額

地 区	地域名・都市名	地 区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額: 118,000円	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方 奨学金額: 74,000円	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域  【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額: 88,000円	・北米 ・欧州 ・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く)  【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオーリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額: 59,000円	・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ  【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。